

資 料

有価証券券面廃止と私的所有権制限への補償
——フランス企業法判例研究——憲法院判決2012年1月27日, no 2011-215 QPC.⁽¹⁾

柴 崎 暁

[01] はじめに 2004年6月24日のオルドナンス第2004-604号により改正された通貨金融法典 L.211-4条第1項は、「フランス領内においてかつフランスの立法に服して発行された投資有価証券は、形式の如何を問わず、発行者または権限のある仲介者の一により保有される証券口座簿に記帳されなければならない」⁽²⁾と定めている。この規定は1981年12月30日の1982年会計年度の財政法律 no 81-1160号第94条第Ⅱパラグラフ第1項を嚆矢とするものであり⁽³⁾、すべての“投資有価証券〔valeurs mobilières〕”は発行者または仲介者の名で開設された証券口座簿に義務的に記帳されるものとなった。1981年の券面廃止改革は、社会党政権の誕生によって新設された富裕税の実効的な徴収を実現するとともに証券取引の費用を節約するという二つの目的のもと導入されたものであるが、財産秘匿による“租税遁脱〔fraude fiscale〕”に利用できた無記名証券

(1) (評釈) MAURIES (V.), Lamy droit des affaires, mars 2012, no 69, p. 36; REVET (Th.), RTDCiv, avril-juin 2012, no 2, p. 340 (Chron.); DUBERTRET (M.), RDS, Journal des sociétés, déc. 2012, no 12, p. 693; TORCK (St.), Droit des sociétés no 3, Mars 2012, comm. 51; REYGROBELLET (A.), RTDF 2/2012, p. 96.

(2) “Les valeurs mobilières émises en territoire français et soumises à la législation française, quelle que soit leur forme, doivent être inscrites en comptes tenus par l'émetteur ou par un intermédiaire habilité.”

(3) 2000年12月14日のオルドナンス第2000-1223号により通貨金融法典に収録される。なお、2009年1月8日のオルドナンス第2009-15号により、L.211-3条となり、「投資有価証券」が「金融証券〔titres financiers〕」に拡大されている。

も、金融仲介者の管理する口座簿には記帳されることとなり、記名証券と無記名証券との区別の意義は相対的には希薄化した⁽⁴⁾。

[02] この仕組みへの移行の手段として、通貨金融法典 L.211-4条第5項⁽⁵⁾が、「同日〔1984年11月3日〕以前に発行された投資有価証券の所持者は、その有する証券に結びつけられた諸権利を、これらの証券が発行者もしくはその口座簿記帳のために権限を与えられた仲介者に呈示されている場合にしか行使できない。1988年5月3日以降⁽⁶⁾は、デクレの定める条件⁽⁷⁾において、発行者は呈示されていない投資有価証券に対応する諸権利の売却を行う義務を負う。売買から生じた換価金は、それがいる場合には承継人による取戻までの間供託されるものとする⁽⁸⁾」と定めている⁽⁹⁾。ところで、この第5項の措置は、記帳手続

(4) BONNEAU (Th.) et al., *Droit financier (Précis Domat Droit Privé)*, 2017, LGDJ, no 720.

(5) 1981年法でいえば第94条第Ⅱパラグラフ（原始規定では）第4項であった。2009年1月8日のオルドナンスによる通貨金融法典ではL.211-13条第2項となって現在に至る。

(6) 本件係争の商事立法を改正する諸規定を海外県海外領土に拡大する2004年6月24日オルドナンス以後の条文では売却開始時点が2001年通貨金融法典に編入時点の規定より6月繰り上げられ引用のように「5月3日」になっている。

(7) 1983年5月2日のデクレ第83-359号第13条（原始規定、公布より18ヶ月後＝1984年11月3日に発効）「本デクレの公布より5年の後、発行者は、異議の申立てられたものを除く口座簿未記帳の証券に相当する権利の売却を実行する。売却は、最低一月前に“義務的法定公報 [Bulletin d'annonces légales obligatoires]”への掲載を以て公告される。公報の掲載記事には、特に、権利が売却に付せられる証券の上限数、株式仲買人の行うこれら権利の価額の見積、売却の日時場所、これを取扱う株式仲買人の名称及び住所を表示しなければならない。」

(8) “Les détenteurs de valeurs mobilières, émises avant la même date, ne peuvent exercer les droits attachés à leurs titres que si ceux-ci ont été présentés à l'émetteur ou à un intermédiaire habilité en vue de leur inscription en compte. À compter du 3 mai 1988, dans des conditions définies par décret, les émetteurs doivent procéder à la vente des droits correspondant aux valeurs mobilières non présentées. Le produit de la vente est consigné jusqu'à restitution éventuelle aux ayants droit.”

(9) 方式違反の効果について、BONNEAU et al., précité, no 720, note 200は、口座簿記帳適用証券が記帳を経ない場合には、「証券の所有権は、これを証

を放置した証券所持人から証券上の権利を（その売却対価が引渡される点を除き）奪う結果となる。このことがフランス人権宣言の所有権の保障と抵触しないだろうか。これについて合憲判断を下したのが本件判決である。

[03] 【事実】 Y社（SAS des Hôtels Plaza Atlantic Park Réunis）の株主Xは、Y（が承継した会社）の（1971年6月14日に作成した）「額面100フランの株式を表章する無記名証券」と題する44枚の書類の所持者であり、これら証券を口座簿（無記名証券所持人登録簿）に記帳するよう求めたが拒否されたとしてYを非難し、未呈示証券上の権利停止が発効する基準日から23年経過した2008年7月9日に訴えを提起、口座簿記帳を実行すべく命じ、そうでなければ、権利が売却されていた証券の価格の鑑定の上、換価金を引渡すよう命じる判決を求めて裁判上請求した。第一審（Nice 大審裁判所判決2010年1月21日）、控訴審（Aix-en-Provence 控訴院判決2011年3月3日 no 10/03716）ともにXの請求を斥けた（換価金引渡債権には2008年6月19日発効の改正商法典L.110-4条第Iパラグラフ⁽¹⁰⁾が適用され、起算点を1988年5月3日とすれば⁽¹¹⁾1993年5月には時効完成している）。Xは破毀申立をした上、2011年8月17日の審査申立調書により、「通貨金融法典L.211-4条第5項が人および市民の権利宣言第2条および第17条により保障されている所有の権利を無視していないかについて」の前提的合憲性問題を判断させるべく憲法院への送致を求めたため、破毀院商事部は、2011年11月15日の公判廷において、破毀申立事件番号11-16255号を前提的合憲性問題の審理のため憲法院に送致することを決定した。憲法院は、政府・X側Y側双方の弁護士から所見を徴し、関係人の陳述を聴聞し、以下の通

明されないものとした」としているが、証拠に仮託して実体的権利を論じるフランス法の特徴にてらして必ずしも問題は単に証明方法の問題と考えていないのではないかとも思われる。なおこの問題に関する裁判例、破毀院商事部2011年11月15日、no 10-19620, BC, no 189; Dr. soc. 2012, comm. 26 note GALLOIS-COCHET (D.); 破毀院商事部2012年12月4日、no 11-1255, RDS 2013, p. 623, note DUBERTRET.

(10) 商人相互または商人非商人間の商に際して生じた債務はより短期の特別の時効期間に服するのでなければ5年で時効に罹る。[Les obligations nées à l'occasion de leur commerce entre commerçants ou entre commerçants et non-commerçants se prescrivent par cinq ans si elles ne sont pas soumises à des prescriptions spéciales plus courtes.]

(11) REYGROBELLET, précité, no 20.

り判決した。

[04] 【判旨】

(第1 コンシデラン) 前記2004年6月24日のオルドナンス以後の条文における、かつ、1984年11月3日以前に発行された株式に適用される通貨金融法典 L.211-4条第5項の文言において、「… (前出 [02])」と定められている。

(第2 コンシデラン) 審査申立人いわく、発行会社による口座簿記帳のために呈示されなかった投資有価証券の売却を強制することで、これらの法条は、所有権の“制限 [atteinte]”を生じるものである、と。

(第3 コンシデラン) …1789年人権宣言第17条によれば、「所有は、神聖かつ不可侵の権利であり、何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償のもとでなければ、それを奪われまい⁽¹²⁾」と定められている。しかしながら本条の意味における所有権の“剥奪 [privation]”がないところでも、同人権宣言第2条⁽¹³⁾から、この権利への制限は“一般利益を理由としかつ追求される目的にてらして比例的のものである限り正当化される⁽¹⁴⁾”というべきである。

(第4 コンシデラン) 係争の規定は、株式制の会社にとって無記名式の匿名の証券を発行する可能性を、万人にとってかような証券を所持し続けることの可能性を、終了させるものであった。これらの規定は、原則においては、前記1981年12月30日の財政法律第94条により採用されてきたものであるが、同財政法律の目的は、租税遁脱の防止と、会社が発行した証券の当該発行会社における管理費用を縮減することにあった。これら規定は後に改正され、通貨金融法典 L.211-4条に法典化された。同法典 L.211-4条第5項は、1984年11月3日以前に発行された投資有価証券の“経過措置 [régime transitoire]”を定めること

(12) “La propriété étant un droit inviolable et sacré, nul ne peut en être privé, si ce n'est lorsque la nécessité publique, légalement constatée, l'exige évidemment, et sous la condition d'une juste et préalable indemnité.”

(13) “あらゆる政治的結合の目的は、人の自然かつ時効に服さない諸権利の保存にある。これらの諸権利とは、自由、保安および圧政への抵抗である。[Le but de toute association politique est la conservation des droits naturels et imprescriptibles de l'Homme. Ces droits sont la liberté, la sûreté et la résistance à l'oppression.]”

(14) “justifiées par un motif d'intérêt général et proportionnées à l'objectif poursuivi” なお、人権宣言自体にはその旨は明文化されていない。

を目的としている。

(第5 コンシデラン) 第一に、L.211-4条第5項“第一文 [première phrase]”は、1984年11月3日以前に発行された投資有価証券の所持に結びつけられた諸権利の行使を、その所持者らによる発行会社またはその口座簿記帳の手続を行うため権限を付与された仲介者に対する証券の呈示に服せしめている。同条項第二文は、呈示のない、即ち法律の効力自体によりその所持人に結びつけられてきた諸権利をこの者に与えることのできなくなった投資有価証券の発行会社に、1988年5月3日以降、これらの投資有価証券を売却し、これら証券の元所持者らに対してこれを分配すべきものとして、売却代金を供託する義務を創設する。これに引き続き、投資有価証券の所持人がこれら証券に結びつけられている諸権利を行使し続けることのできる条件に施された修正も、即ちこれら諸権利の発動は自らの判断にのみ依存してなされるとの条件に施された修正も、その所持者がもはやその占有に付随する諸権利を行使し得なくなる投資有価証券の発行会社による当該所持者に対する譲渡代金の交付のためにする売却も、1789年人権宣言第17条の意味における所有権の剥奪に該当しない。

(第6 コンシデラン) 第二に、口座簿記帳されていない証券に結びつけられた諸権利の停止およびこの証券の発行会社による後日の譲渡が、1984年11月3日以前に発行された投資有価証券の口座簿記帳を促進することと、口座簿記帳されない無記名証券の取扱を廃止することを目的としているのである。権利の停止と強制的譲渡とは、脱税の未然防止をすすめ、かつ同時に、投資有価証券管理費用の縮減をはかることを目的としており、したがってこれらは一般利益の目的を追求するものである。

(第7 コンシデラン) この証券の譲渡は、1984年11月3日から1988年5月3日までの間に、発行会社または口座簿記帳を行うために権限を与えられた仲介者に証券を呈示していなかったであろう証券所持者の懈怠がなければ阻止できた。上記1981年12月31 [sic] 日の法律第94条第Ⅱパラグラフにより定められた口座簿記帳のために呈示されなかった投資有価証券の所持に結びつけられた諸権利の停止を考慮するとき、これらの証券の所持者らは自らに課せられた義務を無視することはできなかったものである。1988年5月3日以前にこの記帳を履践することで、その諸権利の完全な行使を維持すること、および、発行会社によるその証券の譲渡を回避することは所持者の“随意 [loisible]”であった。最後に、係争の諸規定は、前記引用のとおり、この手続により発生した売却の換価金は場合により承継人による取戻までのあいだは供託されると規定し

ている。係争の規定はこれら投資有価証券の所持者の所有権にいかなる不均衡な制限をも与えることなく、また従って、1789年の人権宣言第2条を蔑ろにしたわけではない。

(第8 コンシダラン) 通貨金融法典 L.211-4条第5項は憲法が保障したいかなるそれ以外の権利または自由をも蔑ろにしたものではない。

以上の理由に基づき以下の通り判決する。

主文第1条 — 通貨金融法典 L.211-4条第5項は憲法に適する。

主文第2条 — 本判決は、フランス共和国官報にて公示され、前記1958年11月7日のオルドナンス第23-11条に定める条件に従い通知されるものとする。

[04] 【研究】 券面廃止と誘導措置 係争規定は制度移行の経過規定である⁽¹⁵⁾。新規に発行される被規整市場流通株式はもはや券面をもつことがはじめからない。それにもかかわらず事案が重要であるのは、株式の財産権的性格や、券面・口座簿等の権利証明手段の利用可能性の法的本質を窺知せしめる素材として検討の価値がある⁽¹⁶⁾。フランス会社法の意味において無記名証券⁽¹⁷⁾

(15) 他方、欧州連合レベルでは、フランスの経験を各構成国が後追いつる形になる。珍しくフランス法が評価されているとのことである。例えばモノコ公国の1994年の口座簿記帳制度は記帳申請しないと権利が停止するところまでは定めるが、強制売却のような扱いは定められていない (DUBERTRET, précité, nos 2-7)。「域内証券取引規制の改革および“集中受寄機関 [CSD = DCT]”に関する、指令 no 98/26 CE の改正を伴う、欧州評議会および欧州議会規則案 (Proposition de règlement concernant l'amélioration du règlement des opérations sur titres dans l'Union européenne et les DCT et modifiant la dir. 98/26/CE : COM (2012) 73 final)」が2014年7月23日に採択され (Règlement no 909/2014)、フランスにおいては2015年12月17日のオルドナンス第2015-1686号により構成国法化されている (BONNEAU et al., précité, nos 600 et s.)。なお、上記2014年規則に関しては、BORNET (J.-P.), Banque & Droit no 145, sept.-oct. 2012, p. 47; BONNEAU (Th.), RDBF no 4, juill. 2012, comm. 136; BONNEAU (Th.), Régulation bancaire et financière européenne et internationale, 3 e éd. 2016, Bruylant, nos 203 et s.; SWINBURNE (K.), Rapport de pour la Commission des affaires économiques et monétaires du Parlement européen, 13 févr. 2013 (A 7 0039/2013)。

(16) 日本法においては、往時存在していた無記名株券は別として、記名株券制度のもとでは、株券それ自体が無記名証券性を認められていたにも関わらず、株主名が常に株主名簿に記載されるものであるから、一株式一般をめぐ

が発行されている株式は、発行会社でさえも、何者が所持人であるかが不確知で、分配時・総会開催時にそれが初めて判明するところに特徴がある⁽¹⁸⁾。権利移転は「記帳行為の作用 [jeu d'une écriture]」によりなされるところから、その流通の経路も追跡可能になる。1981年法の口座簿記帳の強制はこのような匿名性を廃棄はせず、両者の区別の範囲を修正した⁽¹⁹⁾。口座簿は金融仲介者が管理し、改革後の無記名証券にあたる部分の株主は、依然として発行会社には知られない状態におかれている。しかしそれでも口座簿に記帳される以上、

る租税通脱問題が生じるかどうかは別として一同様の問題が生じることはなかった。

- (17) 無記名証券自体の制度史はここでは割愛するが、1981年法の位置を知るため、フランスの保管振替制度史を顧みる。①株式は、記名式の採用を強制とする特段の諸規定がある場合を除き、記名式または無記名式のいずれの形式を採るも自由であった(1807年商法典第35条および第36条)。「無記名株」は番号で識別・特定可能な有体動産として扱われた反面、盗難遺失の危険、方式の履践等、取引所の仲介者に譲渡・保管の両面での重いコストを生じた。②そこで1941年2月28日の法律を以て、フランス市場で流通する内外会社の株式全部および新規発行される内国株式は義務的に記名式とはなったが、③無記名証券については、同年6月18日の法律で証券寄託振替中央金庫(CCDVT)を創設、無記名証券を受入れ集中化し、仲介者間での受寄証券の振替・相殺による流通が開始される。④1943年2月3日の法律は、発行地流通地を問わず全無記名証券のCCDVTへの寄託を強制したものの、1941年6月29日・1943年6月25日の法律で定めた管理方法が却って保管手数料の高騰を招き、⑤1949年7月5日の法律でCCDVTを廃止して原状に復し無記名証券は寄託義務から解放された。しかし集中化による合理的な保管・管理の需要はあったため、⑥1949年年末、投資有価証券業際相殺会社(SICOVAM)が設立され、証券所持人の委託を受け仲介者方で株式交互計算が利用できた。寄託者は現物券面を引出さずに口座簿の操作で証券を管理し、⑦立法者も、SICOVAMに寄託証券の引出は、所持人の明示の約定のあるときのみ可能となるよう定めた(以上、TORCK (St.), précitéによる)。
- (18) 憲法院 HP に掲出の公式注釈, p.3, notes 3-5; DIDIER (P.) et DIDIER (Ph.), *Droit commercial*, t. 2, *Les sociétés commerciales*, Economica, 2011, no 1162; COZIAN (M.), VIANDIER (A.) et DEBOISSY (F.), *Droit des sociétés*, LexisNexis, 24e éd., 2011, no 962. なお、公式注釈は、憲法院の事務局が作成はするが、判決の補足ではなく、説明である。岡田信弘他「フランス憲法院の『原像』と『現像』: 憲法院関係者の『証言』」*北海学園大学法学研究*54(4), pp. 126-96. 特に pp. 111, 102。
- (19) 公式注釈, p.3.

匿名性は大幅に損なわれる。一部の株主がそれを忌避する可能性がある。法はそれゆえ“誘導措置 [mesures d'incitation]”を設けている⁽²⁰⁾。通貨金融法典 L.211-4 条第 5 項に定める未呈示証券の権利行使の停止と発行会社による権利の強制的売却の措置がこれである。

[05] 所有権の「剥奪」と「その他の制限」 憲法院は所有権の“制限 [atteinte]”のうち、“剥奪 [privation]”に該当するものと、これにあたらぬ“制約 [restriction]”にとどまる場合とを区別する⁽²¹⁾。前者に該当すると人権宣言第17条の二つの要件（“公の必要 [nécessité publique]”のためであること・“正当かつ事前の補償 [juste et préalable indemnité]”を伴うこと⁽²²⁾）が

(20) 公式注釈, p.4

(21) 憲法院判決2012年1月13日, no 2011-208,QPC (税関において差押えられた運送品の没収), 2012年1月17日, no 2011-209 QPC (武器の没収手続), 2012年1月19日, no 2011-212 QPC (倒産手続と配偶者の財産)。公式注釈, p. 6.

(22) 公式注釈, p. 6. 憲法院判決1982年1月16日, 81-132 DC (国有化法)でも既に正当な補償の観念が争われているが, 剥奪にあたる時は, 補償は, 剥奪が惹き起こした直接的, 有形的かつ確実の [direct, matériel et certain] 損害全部を満足させ (憲法院判決1989年7月25日, no 89-256 DC. TGV Nord 事件), 剥奪者による占有の開始は予めの補償金の払渡を条件とするものである。財の換金価値のみからなるものではなく, 補填は, 取用との直接の関係がある限りにおいて, 解雇, 転居費用, 暖簾の喪失等, 財産的権利の“被害を生じるすべての帰結 [toutes conséquences dommageables]”に係るものといえる (TREMEAU (J.) et BACHERT (A.), PROPRIÉTÉ. –Fondement constitutionnel du droit de la propriété. JurisClasseur Civil Code, Art. 544, Fasc. 20., no 108.)。憲法院判決2011年1月21日, no 2010-87 QPC (Juris-Data [以下 JD] no 2011-014567. 税関による差押品の処分)はこの理解を判示しており, 考慮されるのは専ら“財の財産的次元 [dimension patrimoniale du bien]”と考えられる。しかし, これは所有権剥奪により所有者が被る無形の苦痛の補填には及ばない (TREMEAU et BACHERT, précité, no 108)。補償金は事前に支払われるというのが第二の所有権保証の要件である。臨時政府が起草した1946年4月19日の憲法草案第35条第2項はこの要件を削除したが同草案の否決により, 人権宣言に定める事前性は却って強められた。欧州諸国の憲法が正当性に言及するに留まるものが多いなかでフランス憲法は際立っている (なお, 日本における最大判昭和24・7・13刑集3巻8号1286頁 (食管理法事件), 最判平成15・12・4 訟月50巻10号2952頁 (成田空港訴訟))。しかし, 一定の場合には, 事前性が緩和されているという (「一般利益に理由づけられた止むことを得ない事情」により「所有者の諸権利の保

適用されるのに対して、後者の場合には憲法院の判例として形成されてきた「**一般的利益** [intérêt général]」を目的とするものであること・目的にてらして「**比例的であること** [proportionnalité]」⁽²³⁾が必要となるといわれる。公

証」を伴う限り、緊急性のある場合。憲法院判決2010年9月17日, no 2010-26 QPC = 不衛生住宅の撤去のため仮補償金の支払時点以降県知事が占有開始を許可できるとする1970年7月10日の法律に関する事件等。TREMEAU et BACHERT, précité, no 111.)。

- (23) 権利の“制約 [restriction]”として多く論じられてきたのは“行政地役権 [servitudes]”の合憲性基準である(以下この注はすべて TREMEAU et BACHERT, précité, nos 115-120.による)。このような所有者の負担は、「**剝奪**」には該当しないから無補償が原則のはずだが、憲法院は「**追求される一般的利益の目的と比例せずかけ離れた** [hors de proportion avec l'objectif d'intérêt général poursuivi]”, “**特別かつ法外な負担** [charge spéciale et exorbitante]”であるときは、係争諸規定に補填が定められることを合憲判断の要素とする(憲法院判決2010年10月6日, no 2010-43 QPC (JD no 2010-030651) = 公衆通行を可能にする措置)。既に憲法院判決1985年7月17日, no 85-189 DC, Amendement Tour Eiffel 事件は、損害が公共事業または公的营造物の設置より生じるときには、補償は排除できないことを認めていた。ただし、この判断は人権宣言第13条「公の実力組織の維持および行政にかかる支出のためには、共同の税負担が不可欠である。共同の税負担は、すべての市民の間において、その能力に応じて、平等に分担されなければならない [Pour l'entretien de la force publique, et pour les dépenses d'administration, une contribution commune est indispensable: elle doit être également répartie entre tous les citoyens, en raison de leurs facultés.]」(公的負担における平等の原則)に根拠をおくものであった。憲法院判決1990年1月22日, no 89-267 DC, 1998年7月29日, no 98-403 DC においても、合憲であるために法律は①あらゆる補償の可能性をアプリアリには排除してはならないこと、②公的負担における平等の欠如の場合には補填の可能性を必ず留保すべきである、とされた。その一方で、欧州人権条約付属第一議定書第1条の要求と、行政地役権の無補償原則を規定する都市計画法典旧 L.160-5 条(新 L.105-1 条)との抵触を扱ったコンセイユデタ判決1998年7月3日, no 158592, Bitouzet 事件 (JD no 1998-050627) が、無補償原則の例外として「特別かつ法外な負担の場合における補償」を確認したため、これが憲法院にも影響を与えた。憲法院判決2012年11月23日, no 2012-283 QPC (JD no 2012-027288. 歴史的記念建造物としての指定決定が物件の改修または使用を効果として伴う場合における補償を定めたので比例性を満たすとされた例)、2016年2月2日, 2015-518 QPC (JD no 2016-001737. 交通および電力供給のための工作物が私有地上を横断することを可能とする行政地役権)、2011年

法的要請を満たすため行われる“収用〔expropriation〕”は「剥奪」に該当する。本件の場合、権利行使の可能な状態を維持したければ口座簿記帳をすればよく、十分な機会と時間は保証されている以上、これに応じないのは所持人の「随意〔loisible〕」である。故に事柄は「剥奪」ではない（強い批判がある -- 次項）。本件は「その他の制限」に該当し⁽²⁴⁾、後者に求められる二つの要件も充足されたというのが憲法院の結論である。「一般利益の目的」は、脱税防止・証券の管理費用の縮減であり（本件判決第4 コンシデラン・第6 コンシデラン）⁽²⁵⁾、権利維持の機会の保証と換価金補償が「比例性」を認めさせる（第5 コンシデラン）。口座簿記帳の労は「法外な負担」ではない⁽²⁶⁾。

11月14日, no 2011-182 QPC (JD no 2011-021907. 防火対策促進の通行地役権を創設する諸規定), 2011年12月2日, no 2011-201 QPC (JD no 2011-027135. 所有権移転を伴う建築線設定計画を可能とする諸規定), 2013年6月21日, no 2013-325 QPC (JD no 2013-014410. 用途指定区分の負担を伴う土地の売却委付権を定める諸規定) 等も係争立法措置の比例性を認定する。ただし、事柄が損害の補填を超過するようなものは認めない。憲法院判決2011年1月20日, no 2010-624 DC (裁判上の代理制度の改革) 代訴人の出廷権の喪失による「職歴上の損害」「付随的な損害」を補償することは公的資金の正常な使用ではないとされた。なお, TREMEAU et BACHERT, précité, no120では、「一定の財の換金価値が…制限を被る所有者の手中に保存される場合には…措置の比例性に有利に働く」として、本件口座簿記帳と権利売却の問題をこの類型に含めるが、ここには他に憲法院判決2010年11月12日, no 2010-60 QPC (相隣所有者の請求で共有壁の建造を義務付けられる所有者への共有壁建造費用と必要用地価額の各の半分の償還を定める規定の合憲性), 2014年2月28日, no 2013-370 QPC (JD no 2014-003800) および2017年8月4日, no 2017-647 QPC (JD no 2017-017158. 演奏家および制作者の特段の許可なく録音物をインターネットで利用させるための承継人への法定報奨金制度) 等の事件が列せられる。

- (24) 政府の所見は、移行措置を二段階に分け、未記帳証券上の権利の扱いを「所有権の行使条件に関する制限」、強制売却は「剥奪」と考えていたようであるが、憲法院はこの解釈を採用せず、手続は匿名性の解消に向けて一体的になされるべきものとして導入されているから、二段階を一体のものとして審査し、係争諸規定は所有権の「剥奪」ではないとするのである。
- (25) 制度導入の動機は富裕税脱税対策であったのかもしれないが、欧州 CSD 規則が制定されている現在においては、後者の理由から説明するだけで事柄は足りる。もはや制度の合理性を疑う者はいないであろう (DUBERTRET, précité, no 18; TORCK, précité)。
- (26) 同じ発想は、既に憲法院判決2011年11月10日, no 2011-193 QPC (不動産

[06] 係争諸規定は本当に「剥奪」ではないのか 本件の複数の判例批評が、「剥奪」に該当しないとの判断に異を唱えている⁽²⁷⁾。その論点は主に、係争諸規定の制度である強制的な売却のなされた場面での売却価格の問題である。例えば、株式が高騰する傾向にある場合に、株主は売却機会を一方的に奪われることになる。「財を処分する権能は、所有権の最も本質的な要素である -- その

登録簿に未登録の1900年1月1日以前のAlsace-Moselle地方の地役権の消滅)にも表れている。登録申請の労を惜しむことは正当化できないというものである。DUBERTRET, précité, no 19は、本件口座簿記帳の強制について憲法院の判断を敷衍する。「かかる制限の“比例性〔proportionnalité〕”は、いくつもの要素を通じて指摘することができる。憲法院はまず、制限は、所有者の“懈怠〔carence〕”から生じたものであるとの事実を指摘しており、経過期間には自分の権利の全部が停止してしまっているという事実があったのだから、所有者はこれによって自らのおかれている特異な状況について必ず気づいているはずであり、社員権の“特異性〔nature particulière〕”…が、所有者側の能動的な行動を前提にしているにもかかわらず、所有者自身はこれに対応しないでいたことに原因があるという。次いで憲法院は、社員の所有権への制限の漸進性を強調する。社員は『その諸権利を完全な行使を回復する』ため対応するのに3年半以上の期間(または計算書承認の3回の総会)を利用できた。この3年半以上という期間は社員にかかる制限を停止させるのに明らかに合理的な期間である。最後に憲法院は未記帳証券の売却による換価金が返還までの間供託され、このことは、その不注意を理由にしてこの日において最早口座簿未記帳証券の財産的価額しか有さない者になることで失権した社員の所有権を保護するものであることを強調している。

- (27) 最も強く憲法院を非難し「剥奪」説を採るのがREVETである。「所有権の剥奪とは“排他的支配関係 exclusivité”を強制的に廃棄することをいう。この強制的な効力喪失の受益者が〔「収用 expropriation」の場合と違って〕公法人ではないという事実は、所有権の保護が問題となっているかどうかとは無関係である。…ある財の所有者で…はなかった第三者がこの財の所有者となる一方で、元所有者は最早所有者ではなくなった。権利を奪われる所有者の観点からは、状況は全く同じである…。所有権はその名義人に専権的にその財を金銭に転換させるかどうかを決定できる権能を与えている。この決定が強制的であるとき、所有権者の主権はその核心において制限されている。ある財とある数量の金銭との間の等価性は、金銭の、その財を客体としていた所有権のうちにおける、その対価である財への自動的な入替わりを意味するのではな^(い) (REVET, précité)。本件の係争諸規定の制度は、国民経済にとって不可欠の、金融市場の効率性の確保を目的としている以上、「一般的利益」よりは「公の必要」のほうに属するというのである。

財のすべての有用性を移転したときにもなお所有者に属し続ける。他方、発行者による証券の売却は確定的に、財の有用性が一時的に停止したうえ…財の処分権能までも奪うことになり、したがって、財が将来評価されるとの期待をも奪うものとなる」⁽²⁸⁾。しかしそのような機会の確保も含めて、株主自身が管理する責任を負っているものとはいえないであろうか。他方、利益相反的構造が生じやすい会社の場合にとりわけ問題になるが、換価金額が証券上の権利との間において等価性を有することの保障がどのようにしてなされるかについても明示されていないことが問題とされている。この批判には一応の合理性があると思われる⁽²⁹⁾。

[07] おわりに 憲法院の判断後、破毀院商事部2012年12月4日、no11-16255は、破毀申立棄却を言い渡した。X側は、①所有権が不使用によっては失われなくてもかかわらず原審が請求を不受理と判断したのは民法典第529条〔動産の定義〕、第544条〔所有権の内容＝絶対的な享受・処分〕、〔2008年改正前〕第2262条〔権利一般の30年時効〕、通貨金融法典L.211-4条第5項に違反する、②通貨金融法典L.211-4条の所定期間内に無記名証券所持人登録簿への登録がないことを以て名義人がその社員権を失うものとするのは、「何人もその所有権を公の有用性を理由としかつ法律および国際法の一般原則の定める条件においてしかこれを奪われることがない」としている欧州人権条約第一付属議定書第1条に違反する、③通貨金融法典L.211-4条第5項が違憲である、等主張したが、破毀院は、法律の規定で口座簿記帳を義務付けられた株式は①にいう所有権に基づく返還請求訴権に服さないこと、X氏が記帳申込のため付与された期間の満了後呈示したことは認定より明らかであること、Xが上記②のよう

(28) DUBERTRET, précité, no 15.

(29) REYGROBELLET, précité, nos 12 et 20. 同評釈は、これを判旨の「欠陥」として非難し、仮に所有権の狭義の剥奪がなかった事例であるにせよ、なお強制売却後に名義人に払渡される補償金が正当に算定されなければならないことにかわりがないところ、会社の指揮があるグループに支配されているときには、売却額の如何は、判定者と利害関係人との地位を兼ねる指揮者の裁量で決められてしまうと危惧する。これは「剥奪」にあたる事例の話ではあるが、憲法院判決1982年1月16日、no 81-132DCは、1981年国有化法事件で、株主への「正当かつ事前の補償」額につき、参照期間の始期以降発生した貨幣価値の下落を考慮に入れるべきことをさえ明らかにしていた（その結果、14%のプレミアムが加算された。REYGROBELLET, précité, no 19, note 12.）。

に攻撃方法を後れて付加したことを失当とし、③については no 2011-215 QPC 判決が下されていることから、Xの主張は「②において不受理であり、③において審理の対象とするまでもなく、①において理由がないものである」とした。